

社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団役員等の報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等)

第3条 次に掲げる役員等に当該号に定める報酬等を支給する。

- (1) 理事長 報酬及び賞与
- (2) 常務理事 報酬及び賞与
- (3) 非常勤の役員 報酬
- (4) 評議員 報酬

2 常勤の理事に対する通勤手当は、職員給与規程の適用を受ける者の例による。

3 役員等が職務を行うために旅行したときは、旅費規程に規定する旅費を支給する。

(重複給与等の調整)

第4条 第3条において、尼崎市（以下「市」という。）の特別職に属する常勤職員、市の一般職の職員及び事業団職員（特別職員を含む。）が事業団の役員を兼ねている場合においては、その者には当該報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、当該各号に定める範囲内で、評議員会において定める。

- (1) 理事長 別表第1の(1)
- (2) 常務理事 別表第1の(2)

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は、当該各号に定める範囲内で、評議員会において定める。

- (1) 非常勤の役員 別表第2
- (2) 評議員 別表第3

(支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給方法は、職員給与規程の適用を受ける者の例による。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の現日数から就業規則第19条第1号及び第2号に規定する日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 事業団は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月22日から施行する。
- 2 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団役員の給与及び費用弁償規程（昭和59年4月1日施行）は、廃止する。

別表第1

(1) 理事長

報酬等の額	週5日勤務	年額 7,300,000円以内
-------	-------	-----------------

(2) 常務理事

報酬等の額	週5日勤務	年額 7,300,000円以内
-------	-------	-----------------

別表第2

(1) 理事

理事会等への出席	8,000円/回
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8,000円/回

(2) 監事

監事監査・理事会等への出席	8,000円/回
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8,000円/回

別表第3

評議員会への出席	8,000円/回
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8,000円/回